

**指定確認検査機関指定準則改正（仮称）案に関する主なご意見の概要と  
それに対する国土交通省の考え方について**

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<b>【用語の定義】</b>	
<p>指定準則において規定されている制限業種には、前に述べている「建設コンサルタント登録規程による部門1から部門21以外の建築物に関するいわゆる、コンサルタント業務は含まれないと解釈してよいか。</p>	<p>指定準則に規定する制限業種に当たるかどうかは建設コンサルタント登録規定における分類とは直接関係ありません。設計・工事監理業において制限業種から除かれるのは括弧書き中にある「建築物に関する調査、鑑定業務」のみです。</p>
<b>【確認検査員及び確認検査の補助的な業務を行う職員の数】</b>	
<p>専任の定義は何か。</p>	<p>専任とは、専ら当該指定確認検査機関においてのみ業務に従事し、他の業を営んだり従事したりしていないことを指します。</p>
<p>事務所及び支店単位でも人員を確保する旨を定めるべき</p>	<p>事務所の規模や機能、事務所ごとに業務エリアを設定するかどうか等の事情が機関ごとに異なることから、事務所単位での人員数に関する規定は設けておりません。</p>
<p>指定確認検査機関において、人事権がなく、また給与の全額を負担せずその一部を負担する出向社員、しかも制限業種からの出向)を補助員とすることは、公平性・中立性の観点から認められないとすべきではないか。</p>	<p>出向社員が機関の職員であり、確認検査業務の公正かつ適確な実施に必要な守秘義務を始めとする就業条件が整い、かつ労働関係法令その他の法令が遵守される限りにおいて、出向社員であることのみをもってこれを補助員として認めないことは過剰な制限であると考えております。</p> <p>なお、改正案第6第8号文中「確認検査員等」を「確認検査員」に修正致します。</p>
<p>確認検査員の事務量に対して補助員の比率が総じて高すぎ、これをもとに、確認検査の申請手数料を算定すると、現行の何倍にもなってしまう現実と乖離している。関与する業務の範囲、内容について、各区分間の差や確認・検査（中間・完了）の区分間の差などから一部バランスが欠ける数値となっており構成及び精度の見直しが必要。</p>	<p>確認検査員等の数は、別に告示で定める「確認審査等に関する指針」に基づいて適確に確認検査の業務を行った場合に必要となる業務量として、引受時の審査、意匠・構造・設備等の各分野の審査、報告書の作成、確認済証の交付に係る決裁等の手続を含めた業務量を推計し設定しているものです。</p>

<p>現在も確認検査員数で補助員数をカバーしているのが実態であり、補助員数については緩和してほしい。</p> <p>住宅性能評価等の検査を確認と同時に実施することは、消費者にとって有益かつ確認・評価等の検査精度をあげることに役立つため、これら検査を兼ねる者については、人員算定に当たって所要時間の多少に拘らず算入対象とされたい。</p>	<p>機関が指定確認検査機関以外の第3者検査機関等の指定・登録を受け、機関内部で職員がこれらに係る業務を兼務することにより業務の効率的な実施が可能となる場合については、その実態に応じて人員の算定を行うことができます。</p> <p>また補助員についても、確認検査業務に携わっている限りにおいて、確認検査員等の数に算入することができます。</p>
<p>「除する数値」は、【除する数値に×0.6～0.7】とする。</p>	<p>確認検査員等の数は、別に告示で定める「確認審査等に関する指針」に基づき適確に確認検査の業務を行った場合に必要となる業務量として、引受時の審査、意匠・構造・設備等の各分野の審査、報告書の作成、確認済証の交付に係る決裁等の手続を含めた業務量を推計し適切に設定しているものです。</p>
<p>電子情報処理技術の活用による適切な審査の合理化等を図ることにより、数を減らすことも可能としていただけないでしょうか。また補助員の資格の規定はないと判断してよいか</p>	<p>補助員は機関の職員である必要がありますが、資格についての制限はありません。</p>
<p>【算定における職員の数え方】</p>	
<p>第3第4項の主旨は何か。非常勤の職員が数人で非常勤の職員扱い相当とすることが鹿能なのか。</p>	<p>法第21条第1項ただし書の規定が適用される建築物については、表1の第2項において、配置図、各階平面図及び耐火構造等の構造詳細図を求めています。</p>
<p>確認事務補助の職員は、補助員として算定すべき。</p>	<p>機関における職員の分類や呼称の如何によらず、確認検査業務に携わっている限りにおいて、その業務実態に応じて当該職員を人員に算入することができます。</p>
<p>【確認審査の業務の体制、方法等について】</p>	
<p>指定確認検査機関としての独立性(独立した部署、担当役員の設置)に関して、宅性能評価の業務、構造判定期間の業務などは部署としては業務が可能なのか。</p>	<p>機関が、指定確認検査機関以外の第3者検査機関等として指定・登録を受け、それらの業務を行うことはできます。ただし、公正かつ適確な確認検査の実施に支障がないよう業務体制や業務環境が適切に整えられている</p>

	必要があります。
<p>機関の代表者等が設計等を行う建築物の確認検査業務の受注禁止に関して、兄弟は成人すれば互いに影響を及ぼすおそれはなく、兄弟といえどもその職業を常時確認することは困難な場合があるから、せめて一親等にとどめるべきである。</p>	<p>引受の制限、親族に係る制限は、公正な確認検査業務の実施のために必要な範囲を定めております。</p>
<p>人の動きの激しい現在、機関が親族の動きを常時把握することは困難であり、禁止対象は本人だけに限定されたい</p>	<p>引受の制限、親族に係る制限は、公正な確認検査業務の実施のために必要な範囲を定めております。</p>
<p>業務引受規制の対象業種に該当する企業が広範囲にわたるため、業務引受規制の対象業種が拡大しすぎていて、その把握が困難である。また、規制対象者が確認検査員等本人から親族(配偶者及び2親等の血族及び姻族)にまで拡大されていますが、広すぎるのではないのでしょうか。制限業種及び規制対象者の範囲については、現行規定の範囲内に留めるよう、再考願いたい。</p>	<p>引受の制限、親族に係る制限は、公正な確認検査業務の実施のために必要な範囲を定めております。</p>
<p>【財産の評価額の対象となる保険契約について】</p>	
<p>保険契約について「一 確認検査を行った建築物の瑕疵が、天災によって明らかとなった場合における当該瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの」及び「二 確認検査業務に必要な書類の記載事項に虚偽等があった場合における当該建築物の瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの」を満足する保険会社は1社もない。</p>	<p>本規定に定める条件を満たす保険の契約相手方となる保険会社が1社も無いという事実はないと認識しています。</p>
<p>虚偽または誤謬の資料というのは申請時に記載されたものという意味に限定されるべきである。</p>	<p>確認検査業務に必要な書類とは、確認、検査に係る申請書、追加説明書等の申請者から提出された書類で確認検査に要した一切の書類を指し、当初申請時に提出されたものに限られるものではありません。</p>

<p>天災を免責としない保険契約を引き受けない損保会社が多いと聞いているが、損保業界との調整は行われていると受け取って、すなわち現実の契約行為が担保されていると、考えてよいか。</p>	<p>指定確認検査機関と保険会社との契約は民々で行うべきものと考えています。</p>
<p>【指定確認検査機関の役職員等の構成について】</p>	
<p>機関の理事・取締役等のうち制限業種従事者の割合が1/3以下であることに関して、1/3を超える場合（例えば1/2まで）、監視委員会の監査を受けることで認めてほしい。</p>	<p>本規定は、確認検査業務の公正かつ適確な実施のために必要な条件として、機関の運営の意志決定に携わる役職員構成について要件を厳格化したものであり、御意見のような緩和方法の設定は、今回改定の趣旨に馴染まないと考えております。</p>
<p>機関の理事・取締役等のうち制限業種従事者の割合が1/3以下であることに関して、小規模な機関では対応が困難なので、親族の見直しを要求する。</p>	<p>親族に係る制限は、公正な確認検査業務の実施のために必要な制限として定めるものであり、対応が困難であることを理由に制限を緩和する性質のものではありません。</p>
<p>制限業種に従事する者等による株式保有割合が1/3以下であることに関して、三項の規定は、全ての株主と解釈するのだろうか。</p>	<p>株主については、議決権を有するものとし、記述の以下のように修正します。 「機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。」</p>
<p>制限業種に従事する者等による株式保有割合が1/3以下であることに関して、1/3を超える場合（例えば1/2まで）、監視委員会の監査を受けることで認めてほしい。</p>	<p>本規定は、確認検査業務の公正かつ適確な実施のために必要な条件として、機関の運営の意志決定に関わる出資に関する要件を厳格化したものであり、御意見のような緩和方法の設定は、今回改定の趣旨に馴染まないと考えております</p>
<p>第6第4号に、「前号の場合において、株主（総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。）」とありますが、第5号、第6号についても、適用されると解釈してよいか。</p>	<p>適用されます。</p>

<p>第6第6号に「当該株主の親族」とあるが、血族、姻族の何親等までか。</p> <p>「当該株主、当該株主の親族、当該株主に対して特定支配関係を有する者が保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。」とは、非制限業種の株主のうち、制限業種をもつ関連企業のある株主についてのみ、総株主の議決権の三分の一を超えないと解釈してよいか。</p>	<p>「親族」は配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族を指します。明確化のため「第1用語の定義」に以下の記述を追加致します。</p> <p>「親族 配偶者並びに配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。」</p>
<p>第6第8号における制限業種を営む法人に所属する者とは、第2及び第3でいう出向社員を含むと解釈してよいか。</p>	<p>「出向社員」の語ではなく当該職員の勤務実態によります。出向社員が機関の職員であり、確認検査業務の公正かつ適確な実施に必要な守秘義務を始めとする就業条件が整い、かつ労働関係法令その他の法令が遵守される等の条件が整っていれば当該職員は「制限業種を営む法人に所属する者」とは見なしません。</p> <p>なお、本規定中、「確認検査員等」を「確認検査員」に修正致します。</p>
<p>当社は設立時に制限業種に該当する個人、法人が二分の一未満を目指して株主を募集しており、三分の一未満にするには、1年の猶予では困難のため良い方法を要望する。</p>	<p>建築物の安全を確保するための建築基準法等の一部を改正する法律附則第3条第3項に規定に整合し経過措置を1年間としているものです。</p> <p>なお、附則として経過措置の詳細を追加します。</p>
<p>「第6第8号 機関の代表者等が制限業種従事者等でないこと」に関して、業務の適正化は7号までで実質的に確保されており、8号は削除すべきである。</p>	<p>機関の代表者等自身が制限業種従事者等でないことが確保されなければ、機関の業務の公正中立性が確保されているとは言えないと考えています。</p>
<p>「第6第8号 機関の代表者等が制限業種従事者等でないこと」に関して、小規模な機関では対応が困難なので、親族の見直しを要求する。</p>	<p>機関の代表者に係る制限は、公正な確認検査業務の実施のために必要な制限として定めるものであり、対応が困難であるかどうかによって定めるものではありません。</p> <p>なお、指定準則改定の時点で既に指定確認検査機関の指定を受けている機関について</p>

	は、対応のために必要な経過措置を設けません。
<p>「第6第8号 機関の代表者等が制限業種従事者等でないこと」に関して、</p> <p>1) 指定確認検査機関指定準則における「準則」の法的な位置づけは、法、政令、省令、告示のどこに位置づけられ、どのような根拠条文によるものか。</p> <p>2) この準則の、機関の指定事務は地方事務でしょうか。地方自治法における根拠条文はなにか。</p> <p>3) 法第6条に規定される、政令第9条における建築基準関係規定の審査・中間検査及び完了検査の指針案はどうか。</p>	<p>根拠条文は建築基準法第77条の20で、指定準則の位置づけは地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。</p> <p>都道府県知事が行う指定確認検査機関の指定は建築基準法第6条の2及び第7条の2に基づく自治事務です。</p> <p>「確認審査等に関する指針」は国土交通省告示です。</p>
<p>「第6第8号 機関の代表者等が制限業種従事者等でないこと」に関して、「グループ企業の解釈について」会社の定款では、実際に事業をしていないが、定款上業務ができる状態にある場合も該当するか。</p>	各階平面図については、「間取、各室の用途及び床面積」について記載を求めているところ です。
<p>「第6第8号 機関の代表者等が制限業種従事者等でないこと」に関して、「グループ企業の解釈について」会社の定款では、実際に事業をしていないが、定款上業務ができる状態にある場合も該当するか。</p>	制限業種に係る業務を定款に定めている場合は原則として該当します。ただし、当該会社等の主たる事業が制限業種に係るものでなく、主たる事業を行ううえで不可避免的に付随するものとして制限業種に係る事業を行う場合などは、実態に即して判断することとなります。
<b>【監査委員会の設置について】</b>	
<p>「建築物の構造や建築設備に関する学識者を含む委員の構成」について、委員に、建築物の構造に関する学識者、建築設備に関する学識者が追加されているが、この部分は削除し、これまでと同じ「建築関係の学識者」とすべき。監視委員会は、業務の公正性や第三者性の確保について助言する機関であるべきであり、経営や業務の内容に関して権限や責任を持たせるべきではない。監視委員会は</p>	本規定は確認検査業務の専門技術的分野に係る実質的な監視の必要性から改定するものです。なお、監視委員会は、公正かつ適確な確認検査業務の確保を図るために必要な限りにおいて、実質的に機能を発揮する仕組みとなっていれば足りるものであり、そのうえで監視委員会に機関の経営や業務の内容に関していかなる権限や責任を付与するかは機関の裁量によります。

<p>このような責任と権限をまっとうできる位置付け、仕組みになってはいないため、意匠計画、構造、設備と細分化した専門家を加える意味がない。責任と権限が明確でないまま、業務として監査の真似事のようなことを行うべきではない。</p>	
<p>「委員会の業務」について、第7第3第2号において、「機関から提出された理事会、取締役会等の議事録の確認」とあるが、これは削除すべきである。機関が上場会社、または上場を準備する会社である場合は、重用経営情報の漏洩（インサイダー）」になりかねず、監査法人や監査役と同様にみなされて、刑事罰や株主代表訴訟の対象にもなりかねない危険がある。</p>	<p>施行規則第1条の3第6項において、各明示すべき事項を他の図書に明示しても構わない旨を規定しています。</p>
<p>監視委員会は誰に責任を、どのように取るのか、今回の改正法の制度構成、主旨に照らして、どのような性格のものとするのか不分明。 従来の制度、性格から考えて、特に今回追加される事項の業務はなじまないため、構成とあわせて再考し、原点からの検討が必要である。</p>	<p>監視委員会は公正かつ適確な確認検査業務の確保を図るために必要な限りにおいて、実質的に機能を発揮する仕組みとなっていれば足りるものであり、そのうえで監視委員会に機関の経営や業務の内容に関していかなる権限や責任を持たせるかは機関の裁量によります。</p>
<p>監視委員会は、業務の公正性や第三者性の確保について助言する機関であるべきであり、経営や業務の内容に関して権限や責任を持たせるべきではない。三及び四項は削除すべきである。</p>	<p>監視委員会は機関に対し第三者の視点で、機関が業務を公正かつ適確に行っているかどうか等を監視し、必要な報告、提言をするものであり、監視委員会の業務で得られた報告、提言をどのように機関の経営や業務の内容に反映するか等の仕組みの構築は機関の裁量によります。従って、監視委員会に経営や業務の内容に関して権限や責任を直接付与する必要はありません。</p>
<p>【兼業の制限について】</p>	
<p>法第68条26における構造方法等の認定を受けた構造方法を用いた、建築物は機関</p>	<p>対機関省令の質問】 建築基準法施行令第136条の2の11第1</p>

<p>省令（案）第16条においては、表の第1段落の部類（人員算定にあたっての分母の数字として、2,600、860及び860として算定してよいか。</p>	<p>号に係る認定を受けた型式に建築物の部分有する建築物で床面積の合計が500㎡以内の建築物に限られます。</p>
<p>法第77条の20第3号の説明の部分における「財産の評価額」についての解説があるが、この解説の位置づけは？指針は告示ではなく、ひとつの例示と考えてよいか。</p>	<p>「財産の評価額」の金額自体は、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第17条において定められています。本規定は個々の保険契約において、本来の目的を損なうような付帯条項等が含まれることが無いよう、入念的に補足したものです。</p> <p>なお、指定準則の位置づけは地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。</p>